第明三治種二郵十便五物年認三可月三十日

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２３４号
埼玉県北足立郡伊奈町寿２丁目135番地５
破産者　三品　法美
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６５８号
埼玉県上尾市須ケ谷１丁目76番地１
破産者　卜部　　操
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３１９号
埼玉県幸手市緑台１丁目77番２号
破産者　大澤　俊夫
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３８７９号
札幌市南区藤野４条６丁目10番６号
破産者　成田　　稔
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６５号
静岡県富士宮市長貫1444番地の７
破産者　上口　亮一
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６６号
静岡県富士宮市長貫1444番地の７
破産者　上口　司子
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９３４号
札幌市白石区北郷２条10丁目５番10―111号
破産者　成田　　修
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８４５号
仙台市青葉区上杉１丁目６番30―405号
破産者　久道　明子
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９５号
山形市印役町１丁目９番35号、開始決定時の住所山形市印役町３丁目10番34号
破産者　加藤さと子
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０５４号
大阪府富田林市本町17番８号802
破産者　澤井　明美
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５５２号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番11―853号、前住所兵庫県川辺郡猪名川町白金３丁目33番地７
破産者　染田　兼藤
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６００号
兵庫県伊丹市東野４丁目31番地の２
破産者　古川　敏彦
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３８０号
佐賀県鳥栖市安楽寺町1252番地
破産者　田中　隆之
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３２号
北海道岩内郡共和町老古美56番地16
破産者　波田　隆子
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩内支部

平成２２年（フ）第２６６号
茨城県龍ケ崎市佐貫町376番地１佐貫ダイヤモンドマンション502号室、前住所神奈川県横須賀市不入斗町１丁目75番地
破産者　大神　英聖
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第７２号
新潟市北区浦木2462番地
破産者　遠藤　春美
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３５７号
山梨県中巨摩郡昭和町上河東543番地23
破産者　小林　　昇
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２４号
愛知県一宮市大和町毛受字西池田28番地２、開始決定時の住所愛知県稲沢市北島町蕨野40番地１
破産者　亀山　龍柾
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部